

平成 24 年第 1 回
美唄市議会定例会会議録
平成 24 年 3 月 1 日（木曜日）
午前 10 時 00 分 開会

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 諸般報告
- 第 4 議長報告
- 第 5 市政報告
- 第 6 市政並びに教育行政執行方針演説
- 第 7 報告第 1 号 例月出納検査結果報告
- 第 8 報告第 2 号 例月出納検査結果報告
- 第 9 報告第 3 号 例月出納検査結果報告
- 第 10 報告第 4 号 例月出納検査結果報告
- 第 11 報告第 5 号 定期監査報告
- 第 12 承認第 1 号 専決処分の承認を求
める件（平成23年度美唄市一般会計補
正予算（第 6 号））
- 第 13 議案第 1 号 美唄市給与条例の一部
改正の件
- 第 14 議案第 2 号 美唄市職員の特殊勤務
手当に関する条例の一部改正の件
- 第 15 議案第 3 号 美唄市特別職の職員の
給与に関する条例及び美唄市教育委
員会の教育長の給与、勤務時間その
他勤務条件に関する条例の一部改正
の件
- 第 16 議案第 4 号 美唄市議会の議員その
他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例の一部改正の件
- 第 17 議案第 5 号 美唄市水防協議会条例
の一部改正の件

- 第 18 議案第 6 号 美唄市指導主事の給与
に関する条例制定の件
- 第 19 議案第 7 号 美唄市消防団員等公務
災害補償条例の一部改正の件
- 第 20 議案第 8 号 美唄市消防手数料徴収
条例の一部改正の件
- 第 21 議案第 9 号 美唄市立学校設置条例
の一部改正の件
- 第 22 議案第 10 号 美唄市立公民館条例の
一部改正の件
- 第 23 議案第 11 号 美唄市放課後児童施設
条例の一部改正の件
- 第 24 議案第 12 号 美唄市体育センター条
例の一部改正の件
- 第 25 議案第 13 号 指定管理者の指定の件
（アルテ ピアッツァ 美唄）
- 第 26 議案第 14 号 指定管理者の指定の件
（美唄市営温水プール）
- 第 27 議案第 15 号 美唄市医療費助成条例
の一部改正の件
- 第 28 議案第 16 号 美唄市税条例の一部改
正の件
- 第 29 議案第 17 号 美唄市総合福祉センタ
ー条例制定の件
- 第 30 議案第 18 号 美唄市へき地保育所条
例の一部改正の件
- 第 31 議案第 19 号 美唄市介護保険条例の
一部改正の件
- 第 32 議案第 20 号 美唄市営農改善センタ
ー条例廃止の件
- 第 33 議案第 21 号 美唄市開拓婦人ホーム
条例廃止の件
- 第 34 議案第 22 号 美唄市営住宅管理条例
の一部改正の件

- | | | | |
|-----|-------------------------------------|-----|---------------------------------------|
| 第35 | 議案第23号 指定管理者の指定の件
(美唄市南美唄地区共同浴場) | 第52 | 議案第40号 指定管理者の指定の件
(美唄市総合福祉センター) |
| 第36 | 議案第24号 指定管理者の指定の件
(美唄市し尿処理場) | 第53 | 議案第41号 指定管理者の指定の件
(美唄市立茶志内双葉保育園) |
| 第37 | 議案第25号 指定管理者の指定の件
(美唄斎苑) | 第54 | 議案第42号 指定管理者の指定の件
(美唄市立峰延保育所) |
| 第38 | 議案第26号 指定管理者の指定の件
(美唄市峰延福祉会館) | 第55 | 議案第43号 指定管理者の指定の件
(美唄市立西美唄保育園) |
| 第39 | 議案第27号 指定管理者の指定の件
(美唄市茶志内福祉会館) | 第56 | 議案第44号 指定管理者の指定の件
(美唄市立進徳保育園) |
| 第40 | 議案第28号 指定管理者の指定の件
(美唄市光珠内福祉会館) | 第57 | 議案第45号 指定管理者の指定の件
(美唄市東地区生活支援センター) |
| 第41 | 議案第29号 指定管理者の指定の件
(美唄市東福祉会館) | 第58 | 議案第46号 指定管理者の指定の件
(美唄市米穀乾燥調製処理施設) |
| 第42 | 議案第30号 指定管理者の指定の件
(美唄市南福祉会館) | 第59 | 議案第47号 指定管理者の指定の件
(美唄市小麦集出荷調製施設) |
| 第43 | 議案第31号 指定管理者の指定の件
(美唄市日東福祉会館) | 第60 | 議案第48号 指定管理者の指定の件
(ピパオイの里プラザ) |
| 第44 | 議案第32号 指定管理者の指定の件
(美唄市西美唄福祉会館) | 第61 | 議案第49号 指定管理者の指定の件
(美唄市交流拠点施設) |
| 第45 | 議案第33号 指定管理者の指定の件
(美唄市中村福祉会館) | 第62 | 議案第50号 指定管理者の指定の件
(和田公園) |
| 第46 | 議案第34号 指定管理者の指定の件
(美唄市茶志内中央福祉会館) | 第63 | 議案第51号 平成23年度美唄市一般会計補正予算(第7号) |
| 第47 | 議案第35号 指定管理者の指定の件
(美唄市東明西福祉会館) | 第64 | 議案第52号 平成23年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号) |
| 第48 | 議案第36号 指定管理者の指定の件
(美唄市東4条福祉会館) | 第65 | 議案第53号 平成23年度美唄市介護保険会計補正予算(第2号) |
| 第49 | 議案第37号 指定管理者の指定の件
(美唄市北福祉会館) | 第66 | 議案第54号 平成24年度美唄市一般会計予算 |
| 第50 | 議案第38号 指定管理者の指定の件
(美唄市開発福祉会館) | 第67 | 議案第55号 平成24年度美唄市民バス会計予算 |
| 第51 | 議案第39号 指定管理者の指定の件
(美唄市癸巳福祉会館) | 第68 | 議案第56号 平成24年度美唄市国民健康保険会計予算 |

- 第69 議案第57号 平成24年度美唄市下水道会計予算
- 第70 議案第58号 平成24年度美唄市介護保険会計予算
- 第71 議案第59号 平成24年度美唄市介護サービス事業会計予算
- 第72 議案第60号 平成24年度美唄市後期高齢者医療会計予算
- 第73 議案第61号 平成24年度市立美唄病院事業会計予算
- 第74 議案第62号 平成24年度美唄市水道事業会計予算
- 第75 議案第63号 平成24年度美唄市工業用水道事業会計予算

出席議員（14名）

議長	内馬場 克 康 君
副議長	小 関 勝 教 君
1 番	倉 本 賢 君
2 番	長谷川 吉 春 君
3 番	谷 村 知 重 君
4 番	丸 山 文 靖 君
5 番	本 郷 幸 治 君
6 番	森 川 明 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	桜 井 龍 雄 君
9 番	金 子 義 彦 君
10 番	高 田 正 則 君
11 番	五十嵐 聡 君
13 番	土 井 敏 興 君

出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君

総 務 部 長	伊 藤 敦 史 君
市 民 部 長	山 崎 一 広 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中 川 直 紀 君
商工交流部長	市 川 厚 記 君
農 政 部 長	須 田 正 毅 君
都市整備部長	山 口 隆 慶 君
消 防 長	霜 田 公 法 君
総務部総務課長	佐 藤 崇 君
総 務 部 総 務 課 主 査	平 野 太 一 君

教育委員会委員長	工 藤 勝 善 君
教育委員会教育長	安 田 昌 彰 君

選挙管理委員会委員長	後 藤 勝 義 君
選挙管理委員会事務局長	秋 場 勝 義 君

農業委員会会長	西 川 芳 勝 君
農業委員会事務局長	吉 田 寿 幸 君

監 査 委 員	扇 谷 均 君
監査事務局長	鎌 田 覚 君

欠席説明員

市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君
教育委員会教育部長	奥 山 隆 司 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 平 匡 司 君
次 長	三 上 忠 君

午前10時00分 開会

- 議長内馬場克康君 ただいまより、本日を
もって招集されました平成 24 年第 1 回美唄

市議会定例会を開会いたします。

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので報告いたします。

市立美唄病院事務局長高倉雄治君及び教育部長奥山隆司君は、それぞれ都合により欠席いたします。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

11番 五十嵐聡議員

12番 小関勝教議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月21日までの21日間とし、うち3月2日ないし3月6日、3月9日ないし3月20日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって諸般報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって議長報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

市長。

●美唄市長高橋幹夫君（登壇） 平成24年第1回市議会定例会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

美唄市豪雪対策本部の設置について申し上げます。

昨年以来の豪雪に対応するため、去る1月16日に美唄市豪雪対策本部を設置いたしました。

1月15日時点で、降雪量は9メートルに達し、昨年同日の2メートル52センチメートルと比較しますと、3倍以上の量となっていました。

対策本部といたしましては、緊急に対応すべきものとして、道路除排雪については、幹線道路、通学路、バス路線を優先的に実施するとともに、高齢者や障がい者の皆さんの安全確保を図ること、公共施設の安全点検を行うこと、また、国や道など、関係機関への協力要請を行うことなどを基本方針として定め、逐次、取り組んでまいりました。

除雪作業の際の事故防止に関しては、広報車や広報紙、市のホームページなどで啓発活動を行うとともに、危険家屋等の確認のため、

市内巡視なども行ったところであります。

1月23日に、多田副知事が本市を視察された際には、市の除排雪の状況や新たな雪捨て場が必要になる見込みであることなどをお伝えするとともに、道道の早期の排雪実施や市への支援の要請を行ったところであります。

その後、1月下旬から2月中旬にかけ、連日の降雪となり、また、気温も終日零下となる真冬日が続き、積雪量は2月12日時点で1メートル70センチメートルに達し、幹線道路とともに生活道路についても、道路幅が極端に狭くなり、危険な状況となっていましたので、幹線道路の排雪を精力的に実施するとともに、生活道路の道路幅確保のための除雪作業を順次、実施し、雪捨て場については、1月26日から癸巳町奔美唄に新たな場所を開設し、既存の進徳町のものは1月31日で閉鎖いたしました。

2月上旬の時点では、除排雪作業が降雪量に追いつかない状況となっていたことから、道に対し、市道排雪の代行を要請し、2月13日から2月24日まで、市道5路線、延長5.85キロメートルの排雪作業を実施していただいたところであります。

また、高齢者や障がい者の皆さんの安全確保のため、99件の福祉除雪を実施してまいりましたが、申請件数が急増し、受託業者が対応し切れない状況となったため、緊急対応が必要な場合は、職員が玄関前の落雪処理や、ストーブの排気口・窓周りの除雪、雪下ろしなどを実施し、2月28日までの職員による緊急対応件数は、延べ65件となっております。

対策本部の活動状況につきましては、市のホームページに掲載するほか、市役所、美唄

駅2階通路、コア美唄内市民ふれあいサロンにそれぞれ掲示して、市民の皆さんにお知らせをしてくれているところであります。

豪雪によるこれまでの被害状況としては、人的被害では、除雪作業等での負傷者数が13名、うち1名の方は救急搬送後、病院で死亡が確認されました。農業被害では、ビニールハウスの倒壊が53件、農業用倉庫の倒壊が4件、公共施設では、宮島沼水鳥・湿地センターが梁の亀裂により、臨時休館となったほか、茶志内排水機場の屋根の一部破損、小中学校3校の屋体の窓ガラス破損及び1校の非常口ドアの破損があり、民間の建物被害では、旧映画館1件、倉庫・工場5件、空家3件、合計9件の倒壊が発生しております。さらに、市民バスの運休については東線で延べ18便、スクールバスの遅延や運行不能による小中学校と臨時休校が延べ9校、授業時間の繰下げや切上げが延べ8校ございました。

ビニールハウス等の農業用施設の被害に関しては、今後も被害が予想されることから、去る2月27日付けで、岩見沢市、三笠市、月形町及び関係農協とともに北海道議会に対して、北海道からの財政支援等の要請を行ったところであります。

なお、2月28日現在の降雪量は13メートル66センチメートル、積雪量は1メートル53センチメートルとなっております。

このような豪雪は、本市では、累計降雪量14メートル22センチメートルを記録した昭和44年以来となりますが、市民生活の安全確保、道路交通や経済活動の確保に向け、引き続き、必要な対応を実施してまいります。

以上申し上げまして報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第6、市政並びに教育行政執行方針演説に入ります。

市長。

●美唄市長高橋幹夫君（登壇） 平成24年第1回市議会定例会に当たり、市政執行についての私の所信を申し上げます。

昨年7月に、「人を元気に まちも元気に 光り輝く美唄へ」を訴え、市民の皆さんのご支持を賜り、市長という重責を担わせていただいてから、すでに7か月が経ちました。

本市は、人口減少や少子高齢化、さらには、地域医療や地域経済の振興など、多くの課題が山積しております。

私は、市長に就任して以来、何とか「ふるさと美唄の再生」をし、未来の子どもたちが、自慢できるまちにしたいとの思いから、直面している市政の重要課題への対応に全力で取り組んでまいりました。

私のまちづくりの基本は、市民の皆さんとの信頼関係を築き、情報や問題意識を共有し、正面から向き合いながら、一緒に取り組んでいくことであり、まちの課題解決に向けて、様々な可能性を求めて、一つひとつ形に見えるまちづくりを進めることによって、美唄は変わっていくものと信じております。

さて、昨年3月に、多くの尊い命や財産が失われた東日本大震災が発生してから、もうすぐ1年が経とうとしております。

震災からの復興に当たり、被災地では救助活動やがれき撤去、炊き出しなどのボランティア活動が展開され、つらく厳しい状況の中でも日本人の強さや思いやり、絆や安全・安心について再認識するとともに、環境やエネ

ルギー問題への関心の高まりなど、私たちの価値観に大きな変化をもたらしました。

現在、わが国では、エネルギー政策やTPP協定、環太平洋経済連携協定への動きなど、国を左右する大きな問題に直面しております。私は、食やエネルギーなどの「安全」は何より重要なものであると感じており、私たちが暮らす北海道には、広い大地、豊かな農水産物、多様な自然エネルギーの取り組みなど「安全」を支えるものが多数あり、本市も、その一翼を担っていると思っております。

この北海道の可能性、そして美唄の可能性を追求していくことが、今、必要なのではないかと感じております。

本市は、現在、市民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、財政健全化計画を着実に進めておりますが、今後においても、厳しい財政状況に変わりはありません。

こうした状況にあっても、将来への希望が持てるまちの活性化と、安全・安心なまちづくりに取り組んでいくことが重要であり、私とその先頭に立って、市民の皆さんとともに、財政健全化や安全で安心して暮らすことのできる賑わいのあるまちづくりに向け、持てる力を振り絞って行かなければならないと思いを新たにしております。

平成24年度の市政執行に当たり、私の基本姿勢を申し上げます。

「びばい未来交響プラン」に基づいたまちづくりの推進を基本に、市民の皆さん一人ひとりが、元気に輝く「元気な人づくり」と、産業の振興と雇用の創出、さらには交流の拡大による「元気なまちづくり」を進めてまいります。

また、ふるさと美唄の再生に向けて、市民の皆さんとともに、地域特性を活かした人づくり、まちづくりの取り組みを通じて、美唄らしい新たな価値を創造し、人とまちの輝きが増すよう、全力で取り組んでまいります。

元気な人づくりについては、こころ豊かで健やかな子どもたちを育む教育環境の向上に努めるとともに、本市のまちづくりを担う人材の育成を図ってまいります。

また、市民の皆さんとの連携、協働を基本として、健康づくり、介護予防に努め、直面している課題である地域医療の確立にも正面からぶつかり、安心して暮らせるまちづくり、元気な人づくりを進めてまいります。

元気なまちづくりについては、本市の基幹産業である農業を基軸とした地域経済の活性化を目指し、国営・道営の基盤整備事業の推進や、雪氷冷熱エネルギーを活用した食糧備蓄基地構想の推進、農商工連携の展開、食にこだわったまちづくり、広域的な観光振興など、これまでの活動をさらに広げ、様々な交流を生み出すことによって、活気ある元気なまちづくりを進めてまいります。

次に、平成 24 年度の主要施策について申し上げます。

まず、「人と情報が行き交いにぎわいが生まれるまちづくり」であります。

農商工連携については、食関連の産業振興により地域経済の活性化を図るため、農業者や商工業者の交流をもとに、両者が連携して行う美唄産の農作物を活用した新しい商品・特産品の開発から販路拡大などの取り組みまでを支援してまいります。

農業振興については、生産性の高い農地の

整備に向け、平成 24 年度から開始される国営農地再編整備事業をはじめ、道営経営体育成基盤整備事業などの推進に努めます。

また、農業経営の体質の強化と安定化、消費者に信頼される産地づくりに向けて、戸別所得補償制度関連対策や環境保全型農業の推進とともに、水稻及び畑作の生産振興、地元農産物や加工品の P R ・販売の促進、さらには、都市と農村との交流の推進などに取り組んでまいります。

商工業振興については、市内の経済や雇用の状況等、民間の動きを的確に把握し、まちづくりに反映させるため、「地域経済円卓会議」を設置します。

また、大規模地震が少なく積雪寒冷地であることなど、地域の特性や優位性を P R しながら、大規模災害などの緊急時に食料の安定供給に貢献する小規模冷温食糧備蓄基地や省電力とリスク分散を提案するデータセンター等の誘致活動を積極的に推進するとともに、工場等の新增設に対し助成を行います。

さらに、中心市街地の活性化を図るため、賑わい創出など、商業者の自主的な取り組みに対し、助成を行ってまいります。

観光・交流については、観光情報や特産品に関する情報の発信を積極的に行うほか、近隣市町との連携を図り、観光ホスピタリティ研修、関西圏広域観光 P R を実施するとともに、民間事業者による、札幌圏からの日帰りツアーを支援し、交流人口の増加に努めてまいります。

また、市外からの移住促進を図るため、住宅の新築や、中古住宅の購入に対する助成制度を創設して、定住の拡大につなげてまいり

ます。

公共交通については、地域公共交通総合連携計画に基づき、市民バス東線における循環バスの運行を本格実施するとともに、乗合タクシーの実証運行については、盤の沢・我路方面に続き、市内西部の農村方面でも実施してまいります。また、路線バスの運行助成を行い、市民の皆さんが必要とする足の確保に努めます。

情報化については、高度情報化社会の進展に対応するため、光回線のサービスエリア拡大に努めるとともに、市のホームページやポータルサイト P i P a を活用し、様々な市政情報や交流促進のための情報提供により、市民生活の利便性の向上と市外への積極的な情報発信を行うなど、まちの活力づくりや広報、広聴の視点から、情報化の推進に取り組んでまいります。

次に、「人と文化を育み交流が広がるまちづくり」であります。

子育て支援については、地域における子育て力を育むため、引き続き、子育てサポーターなどの育成を図るとともに、地域子育て拠点支援事業を実施してまいります。

また、平成 25 年 4 月に開設を予定している、南美唄地区認定こども園について、地元や関係機関との協議を進めてまいります。

学校教育については、学力の定着や特色ある教育など、信頼され魅力ある教育の推進に努めてまいります。

芸術・文化・生涯学習については、市民が主体的に学び活動できるよう、学習機会の充実・提供に努めてまいります。

まちづくりを担う人づくりについては、道

央圏の大学と連携して行う、美唄サテライト・キャンパス事業を、市内関係団体と仮称美唄サテライト・キャンパス運営協議会を設立し、各種講座等を開講してまいります。

男女共同参画については、美唄市男女共同参画条例に基づき、男女がともに活躍できる社会づくりを進めるため、美唄市男女共同参画協議会の皆さんとともに、講演会や広報活動などの啓発活動を行ってまいります。

また、道などの関係機関と連携を図りながら、各種相談などを引き続き実施してまいります。

平和施策については、「平和の希求」の理念のもとに、核兵器廃絶、世界の恒久平和の実現を願い、平和図書コーナーの設置や平和ミニコンサートの開催など、平和祈念事業を継続し、市民の皆さんと平和の大切さを一緒に考える機会をつくってまいります。

次に、「豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり」であります。

自然保護については、平成 24 年度から始まる第 2 期宮島沼保全活用計画に基づき、基礎的データの収集や調査を行いながら、宮島沼の保全と活用に努めてまいります。

環境行動については、美唄市環境基本計画に基づき、市民一人ひとりが省エネルギーやごみの減量化に取り組めるよう、エコセミナーやごみの出前講座などを通じ情報提供に努めてまいります。

ごみ処理については、生ごみを除く可燃ごみの広域処理に向け、岩見沢市への運搬方法やごみの分別、収集回数の見直し、また、市民が持込む可燃ごみの対応などについて検討を行います。

また、生ごみについては、家庭から出される生ごみの成分分析調査を行い、循環型社会を目指し、堆肥化施設の整備に向けた検討を進めてまいります。

都市基盤整備については、市道では、西 21 線、美培線、拓北・峰樺西 7 号線の整備を進めるとともに、改良舗装や側溝等の整備を行い、安全性と利便性の向上を図ります。

橋りょうについては、長寿命化を図るための点検と、計画的な修繕及び架換えを行うための計画を策定します。

除排雪については、このたびの記録的な豪雪を教訓として、豪雪に備えた対応の構築を図りながら、市民生活や経済活動の基盤となる道路・歩道の除排雪や間口除雪を行うなど、安全で安心な冬の暮らしの確保に一層努めてまいります。

広域交通網の整備については、国道 12 号の 4 車線化や主要道道美唄富良野線などの道道整備、月形大橋の早期完成に向けて、国や道などに、引き続き、要望してまいります。

市営住宅については、東光団地や東明恵愛団地の外部改修を行い、公営住宅の環境改善を図るほか、民間住宅の改修促進のための助成を継続します。

上水道については、配水管改良事業を継続し、有収率の向上や配水管の耐震化及び赤水の解消に取り組みます。

また、桂沢水道企業団の浄水場の更新や水道事業の広域化を視野に入れた検討に加わってまいります。

下水道については、東明・茶志内・峰延地区の整備を進め、汚水処理区域の拡大や水洗化を促進し、下水道処理区域外については、

合併処理浄化槽の設置を継続して実施してまいります。

景観・緑づくりについては、地域での景観づくりの活動の支援を行うほか、公園の老朽化した遊具を更新するとともに、適切な維持管理を行い、利用者の安全と快適な環境づくりに努めてまいります。

森林については、分収造林受託事業や防風林維持管理事業の実施、民有林に対する支援を通して、森林の保全と活用に努めてまいります。

次に、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

保健については、地域における市民主体の健康づくりの取り組みを支援するとともに、生活習慣の改善やライフステージに応じた健康づくりの取り組みを総合的に行い、きめ細かく支援するほか、子宮頸がん等のワクチン予防接種や大腸がん検診などにより、疾病の予防に努めてまいります。

また、受動喫煙防止については、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことが大切であり、関係団体との連携を取りながら、広報紙等を活用した情報提供やたばこの健康への影響についての普及啓発を行うとともに、保健指導、健康教室等における指導の充実を図ります。

国民健康保険事業では、特定健診の受診率向上等により医療費の抑制を図るほか、収納対策の強化など、国保財政の安定的な運営に取り組んでまいります。

地域医療については、市立美唄病院経営健全化計画や市立美唄病院改革プランに基づき経営健全化を推進するとともに、地域医療体

制の在り方検討委員会での議論等を踏まえ、安定的な医療体制の確立に向けて取り組んでまいります。

障がい者福祉については、美唄市障がい者プランに基づき、障がいの有無により分け隔てられることがなく、地域で安心して生活できるよう、必要なサービス提供や地域生活支援を行い、関係機関との連携強化に努めながら、障がい者の自立と社会参加を進めてまいります。

高齢者福祉については、地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケア体制の充実に努めるとともに、介護予防事業等を推進してまいります。

また、一人暮らしの高齢者等の住宅に設置している緊急通報システムの更新を行ってまいります。

次に、「安全で安心して住めるまちづくり」であります。

防災については、災害に強い安全なまちづくりを進めるため、新たに危機管理等を担当する部署を設置し、防災体制の強化を図るほか、災害発生に備え、食料や毛布等の備蓄や防災資機材等を計画的に整備します。

地域の防災力の向上のため、自主防災組織の設立促進と活動の充実に努め、市民の皆さんと連携しながら災害等に備えてまいります。

また、木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修に対する助成制度を創設します。

河川整備については、早期完成に向けた国への要望活動を引き続き、強く進めてまいります。

防犯や交通安全については、関係団体等と

連携を図り、安全な地域づくりのための活動を継続してまいります。

消防については、消防通信指令施設の更新に伴い、位置情報通知システムを導入し、迅速、確実な災害活動により、被害の軽減化を図るほか、火災予防の啓発活動や、救急体制の充実に努めてまいります。

また、先の大震災を踏まえ、大規模災害に対する被害を最小限にとどめることができるよう、消防団機能の充実に努め、消防体制の強化に取り組んでまいります。

消費者保護については、近年、高額な寝具の訪問販売や新聞購読の強引な勧誘など、多種多様な消費相談が寄せられており、それらの対応には、幅広い情報提供が必要なことから、美唄消費者協会などと連携を図りながら、消費者被害の防止に努めてまいります。

雇用対策については、厳しい経済・雇用環境を踏まえ、緊急雇用創出推進補助事業など、国や道の助成制度の活用を図るとともに、就職希望者の技能や知識習得に対し支援を行うほか、企業誘致活動を積極的に展開するなど、求職者の雇用の場の確保に努めてまいります。

コミュニティについては、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向け、互いに助け合い、支え合うしくみができるよう、美唄市社会福祉協議会と連携を図りながら、このような取り組みを支援してまいります。

また、美唄市総合福祉センターについては、平成 24 年度から市の公の施設として、地域福祉やコミュニティの場として、引き続き、市民の皆さんに利用していただきます。

次に、「みんなで力を合わせるまちづくり」であります。

協働のまちづくりについては、多様な人や団体が様々な活動に参加する機会があることと、それぞれが、役割分担をしながら、情報の共有を図り、ともにまちづくりを進めることが重要であることから、まちづくりの情報の積極的提供やセミナーの開催などにより、協働を担う人材の育成を図ります。

また、地域の課題や活動に関する情報を収集するとともに国や道からの政策情報を集約するため、情報管理の一元化を図ります。

行財政運営については、市民サービスの向上につながるよう、市役所内に総合的な相談窓口を設置します。

市の組織については、様々な行政課題を的確にスピード感をもって解決していくため、施策に対応した組織づくりに努めるとともに、職場研修や専門研修の実施、道との人事交流による高い専門性を持った人材の育成により、多様化する社会変化や時代の変革期にあっても柔軟かつ迅速に対応でき、公平・公正で透明性のある自治体経営の確立と財政の健全化を目指してまいります。

以上、平成 24 年度の市政執行方針を申し上げます。

私が好きな言葉の一つに「温故創新」という言葉があります。

この「温故創新」という熟語は、孔子の「論語」にある「温故知新」から造語したもので、故きを温ねて新しい事や物、人を創ることを意味しています。

私は、まちづくりを進めるに当たり、先人から受け継いだ美唄らしさを、世代を超えて継承しながら、柔軟性と新しい発想力を取り入れ、暮らしやすさやまちの活力につなげて

いくことが大切であると考えております。

前例や慣習にとらわれることなく、市民の皆さんとともに、手を取り合って、ともに行動し、ともに考え、ともに汗をかくことによって、必ず美唄の未来を切り開いていけるものと確信しています。

ふるさと美唄の再生のため、勇気・情熱・実行を持って、率先して行動してまいりますので、市民の皆さん、市議会議員の皆さんの一層のご理解とご協力をこころからお願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長安田昌彰君（登壇） 平成 24 年第 1 回市議会定例会に当たり、教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

近年、本格的な人口減少社会の到来や高度情報化、国際化などの進展に伴う社会の急激な変化に加え、昨年 3 月の東日本大震災により、これまでの防災施策や危機管理、エネルギー施策、さらには地域コミュニティのあり方など、様々な社会システムの見直しが迫られており、先行きの見通せない難しい時代となっております。

しかし、このような不確かな時代にあっても、豊かな人間性と創造性を備えた、これからの社会を担う子どもたちを育成するという教育の使命は、いかなる時代においても変わることのない普遍的なものであります。

教育委員会としましては、これまで進めてきた「地域に根ざし、暮らしに学ぶ」という視点で、地域の豊かな自然環境や歴史、文化を活かした教育を推進し、ふるさとに誇りと愛着を持った人間性豊かな子どもたちの育成

を目指すとともに、市民の皆さんが「いつでも、どこでも、誰もが」自ら学び、活動できる生涯学習の充実を図ってまいります。

このためには、学校・家庭・地域との協働により、総がかりで子どもたちを育てる教育環境づくりと、市民の文化・スポーツ活動等の支援に努めながら、各分野の施策を推進してまいります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

幼稚園教育につきましては、幼稚園は教育の基礎づくりのための重要な役割を担い、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な場であることから、引き続き就園奨励補助事業を実施し、幼稚園就園の促進を図るほか、2年にわたり取り組んできた「幼・小連携教育実践研究」の成果を踏まえながら、小学校への滑らかな接続とともに学びの連続性に配慮した教育活動の推進に努めてまいります。

また、平成25年3月の三井美唄幼稚園の閉園に合わせ、同年4月、南美唄地域に開設を予定している幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」について、地域や関係機関との協議を進めてまいります。

小・中学校教育につきましては、未来を担う子どもたちが、高い志や目標をもち、確かな学力や豊かな心、健やかな体を育み、子ども一人ひとりの可能性を開花させる教育を進めることが重要であります。

このため、平成22年度にまとめた「確かな学力育成プラン」を着実に推進するとともに、これまでの地域の人材活用に加え、学生ボランティアなどの活用を図り、学校・教職員を支援していく体制づくりに努めてまいります。

また、平成24年度から中学校において新学

習指導要領による教育課程が本格実施となることから、適切に教育課程の編成・実施が進められるよう支援するとともに、「グリーン・ルネサンス推進事業」など、特色ある教育を推進し、幼・小・中学校間はもとより、市内教育関係機関との学びの連携を促進してまいります。

確かな学力の育成につきましては、基礎的・基本的な知識や技能を身に付け、自ら考え行動できる、生きる力を育成することが重要であります。

このため、標準学力検査などを実施し、その検査結果や学校の取り組みなどを「学力向上プロジェクト会議」において検証・考察し、児童生徒個々の学力の状況を的確に把握しながら、授業の工夫、改善を図るとともに、家庭に向けて学習習慣や生活習慣を確立させるための啓発に取り組んでまいります。

また、児童生徒が抱える課題の解消を図り、一人ひとりが主体的・意欲的に学習に取り組むことができるよう、引き続きスクールソーシャルワーカーを配置します。

総合的な学習の時間においては、子ども自らが課題を解決するため、探求する力を養うことが必要となることから、自然体験や農業体験学習の充実に努めるとともに、環境教育や福祉教育、キャリア教育などに取り組んでまいります。

豊かな心の育成につきましては、人や社会、自然との関わりの中で、思いやりの心や自らを律する心、感動する心などを育み、社会の一員としての基本的な資質を身につけることが重要であります。

このため、自然体験やボランティア活動な

ど、多様なふれあいの場や機会の充実を図り、学校における様々な活動を通じて豊かな心が育成されるよう道徳教育の充実に努めてまいります。

また、いじめや不登校などの課題については、児童生徒一人ひとりの日常の変化を見逃さない体制の確立に努めるほか、小中学校の代表が、いじめのない、明るく楽しい学校づくりについて話し合う「子ども地域会議」を実施し、児童生徒が主体的に取り組める機会を作っております。

健やかな体の育成につきましては、児童生徒の心身の健やかな発達を図るため、運動を通じて体力を養うとともに、食への関心を高め、健康的な生活習慣を身につけることが求められております。

このため、新体力テストを実施し、実態の把握に努めるとともに、体力・運動能力の向上に向けた「一校一実践」の取り組みを進めるほか、心身の健康への正しい知識を習得するため「薬物乱用防止教室」「情報モラル教室」の開催や性に関する指導などに取り組んでまいります。

また、望ましい食習慣を身につけるよう、農業体験学習など様々な体験や学校給食を活用しながら、栄養教諭を中心に食に関する指導を進めるとともに、学校給食につきましては、関係機関との連携や的確な情報の収集により、食の安全性に配慮しながら、地域食材を活用した安全・安心な給食づくりに努めてまいります。

特別支援教育につきましては、一人ひとりの教育ニーズに応じた指導や支援の充実が求められております。

このため、望ましい個別支援のあり方について、市内の関係機関で組織する「美唄市特別支援教育連携協議会」を中心に検討を進めるとともに、連携協議会における専門家チームの機能を活用し、個に応じた効果的な指導が展開されるよう努めてまいります。

また、「ことばの教室」へ通う児童の保護者に対し、新たに交通費の助成制度を設け、負担軽減に努めてまいります。

信頼される魅力ある学校づくりにつきましては、学校が積極的に家庭・地域に情報を発信し、学校への理解を図りながら、保護者や地域の声を学校運営に活かしていくことが大切であります。

このため、学校だよりや地域参観などの充実を図るほか、保護者や地域住民などにより行う「学校関係者評価」を活かし、学校運営の改善に努めてまいります。

また、児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、学校の危機管理体制の点検・見直しに努め、児童生徒への防災教育の充実と安全指導の徹底を図るほか、警察や関係団体との連携・協力のもと、危険個所の点検や登下校時の見守りなどに取り組んでまいります。

教職員の研修の充実につきましては、学校教育に果たす教職員の役割は極めて大きいことから、公開研究指定校事業などを活用した校内研修の充実や、空知教育センターなどが開催する各種研修会への積極的な参加のほか、情報機器を有効に活用した授業展開を図るためのＩＴ研修に取り組むなど、教職員の資質の向上に努めてまいります。

また、美唄の歴史や文化、伝統、地域特性

を学び、本市の教職員が地域社会を意識した指導が進められるよう「ふるさと美唄研修」を実施してまいります。

学校施設の整備につきましては、子どもたちの安全・安心を最優先とし、給排水設備改修工事や屋上・外壁改修工事、トイレの洋式化改修工事などに取り組んでまいります。

学校の適正配置につきましては、平成 25 年 3 月に西美唄小学校を閉校し、中央小学校に統合することとして、統合準備委員会を中心に進めてまいります。

中・高等教育につきましては、市内高等学校の教育が市民に広く理解され、地域の高校として親しまれていくよう、教育活動の紹介や小中学校との連携を図るための取り組みを支援してまいります。

また、北海道中央コンピュータ・カレッジへの入学金助成事業や奨学資金貸付事業を実施し、地元からの入学促進と経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

生涯学習活動の充実につきましては、市民一人ひとりが生涯にわたって自由に学習機会を選択し、主体的に学び続けることができるまちづくりを目指すとともに、環境問題など現代社会が抱える課題や解決策など、社会の要請に応える学習機会の提供や、学習成果を地域社会に活かすことができる環境づくりに努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中、子どもたちの健やかな成長のため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に教育力を高め合い、連携しながら社会

全体で子どもたちを育んでいくことが大切であります。

このため、学校支援地域本部事業の推進に努めるほか、子ども会育成連絡協議会などの青少年育成関係団体との連携を図ってまいります。

また、学力・体力の向上と心身ともにバランスの取れた成長を促すため、美唄独自の漢字検定や陸上、体操などの運動を組み合わせ、年間を通して行うスポーツ教室や、プロの写真家を講師とした写真絵本づくりなどを実施してまいります。

青少年センターにつきましては、青少年の問題行動を未然に防止するとともに、犯罪から子どもたちを守るため、学校や家庭、各関係機関と連携して街頭指導や相談事業を実施してまいります。

放課後児童対策につきましては、各小学校区に設置している放課後児童施設に、昼間、保護者が家庭にいない児童などを受け入れ、児童の健全育成を図ってまいります。

芸術文化の振興につきましては、市民がこころ豊かで潤いのある生活を送られるよう、NPO法人美唄市文化協会をはじめ、各関係機関・団体等と連携し、絵画展やコンサートの開催など芸術文化に触れる機会の充実に努めてまいります。

社会教育施設につきましては、市民の多様なニーズに応えるとともに、「生涯学習できるまちづくり」の実現に向け、それぞれの役割に応じた施設運営に努めてまいります。

アルテピアッツァ美唄につきましては、NPO法人アルテピアッツァびばいをはじめ、各関係機関・団体や他の施設と連携を図りな

がら利用の促進に努めるほか、芸術文化交流施設として、広く情報を発信してまいります。

郷土史料館につきましては、生涯学習の学びの拠点施設として、ボランティアガイドの養成や収蔵品の移動展示などを行い歴史や文化をいつでも学べる環境の整備に努めてまいります。

図書館につきましては、多様化する市民の学習意欲、読書意欲に応えるとともにレファレンス・サービスの提供を図るため、図書資料や情報提供の充実に努めてまいります。

また、これまでの「ブックスタート事業」の対象を拡充し、3歳児にも絵本を贈り、幼児期から読書に親しむ習慣を定着させ、就学後の読書活動につなげてまいります。

さらに、読み聞かせボランティア団体との連携を促進するとともに、新たに図書館ボランティアを育成し、子どもの読書活動の推進に努めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

生涯スポーツの充実ににつきましては、NPO法人美唄市体育協会をはじめ、各スポーツ団体等との連携を図り、各種のスポーツ大会・教室等を開催するとともに、スポーツ団体の活動支援などを通して、スポーツの普及、振興に努めてまいります。

また、それぞれの体力や年齢に応じたスポーツ・レクリエーション活動の充実が図られるよう、総合型地域スポーツクラブ「どんまい」の取り組みを支援するほか、学校体育施設開放事業により地域におけるスポーツ活動を推進してまいります。

社会体育施設につきましては、スポーツ活動の拠点の一つである体育センターを、今後

3年間引き続き開館することとしたほか、他の施設についても安心して快適に利用していただけるよう、指定管理者や関係団体と連携を図り、適切な施設の維持管理に努めてまいります。

また、総合体育館につきましては、利用者が快適に利用していただくため、老朽化した用具を更新するほか、必要な施設改修に努めてまいります。

以上、平成24年度の教育行政執行方針を申し上げます。

私たちは、昨年3月の東日本大震災から多くのことを学びました。

地震発生後の3月22日、被災された方々の避難所となっていた気仙沼市の中学校で行われた卒業式において、卒業生代表が「苦境にあっても、天を恨まず、運命に耐え、助け合って生きていくことが、これからの私たちの使命です」と答辞を述べました。

一瞬にして家族や友人、街までも失った悲痛な状況にありながら、中学3年生の生徒がこのようなあいさつができたのは、本人自身の能力や感性のすばらしさとともに、生徒を育んできた学校や家庭、そして地域が、それぞれの教育を果たしてきた結果であり、改めて教育という営みの意義と、学校、家庭、地域の役割の大切さを実感させられたところがあります。

教育委員会としましては、先人たちが北国の厳しさに耐え、営々と築き上げてきた伝統や文化など優れた地域の力を活かし、これまで進めてきた学校、家庭、地域との連携をさらに強め、ふるさと美唄の未来を担う子どもたちが、健やかでこころ豊かに育つことがで

きるよう全力で取り組んでまいります。

市民の皆さん並びに市議会議員の皆さんの一層のご理解とご協力をこころからお願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 次に日程の第7、報告第1号例月出納検査結果報告ないし日程の第11、報告第5号定期監査報告の以上5件を一括議題といたします。

これより本件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第1号ないし報告第5号の以上5件を終わります。

●議長内馬場克康君 次に日程の第12、承認第1号専決処分の承認を求める件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●美唄市長高橋幹夫君(登壇) ただいま上程されました承認第1号専決処分の承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、専決第1号平成23年度美唄市一般会計補正予算(第6号)について、昨年11月からの豪雪により、降雪量及び積雪量が平年の数値を大きく上回るため、排雪に係る経費を増額補正したもので、急を要することから、地方自治法の規定により、去る1月31日付けで専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,000

万円を増額補正し、補正後の予算総額を169億3,761万6,000円としたものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、土木費に「除排雪事業」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税を計上し、財源対応をいたしました。

よろしくご審議をお願いいたします

●議長内馬場克康君 これより、承認第1号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。
これより採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号専決処分の承認を求める件は、原案のとおり承認されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第13、議案第1号美唄市給与条例の一部改正の件ないし日程の第62、議案第50号指定管理者の指定の件の以上50件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●美唄市長高橋幹夫君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号美唄市給与条例の一

部改正の件であります。

本件は、給与独自削減措置が本年３月末をもって終了することから、美唄市財政健全化計画の推進を図り、現在の独自削減措置を１年継続実施するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第２号美唄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、国又は他の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策のために派遣され、業務に従事した職員に対する災害緊急援助等手当を新設するほか、恵祥園に勤務する看護師及び准看護師が、入所者の夜間看護のため、夜間に自宅待機を命じられた場合の夜間看護待機手当の新設を、また、市立美唄病院勤務の医師の派遣診療手当について、派遣診療の時間数に応じた支給額の見直しを行うため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第３号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、給与独自削減措置が本年３月末をもって終了することから、美唄市財政健全化計画の推進を図り、給与条例の改正と同様に、現在の独自削減措置を１年継続実施するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第４号美唄市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」

の制定により、「障害者自立支援法」が改正されたことに伴い、条例中の引用条項について必要な改正を行うほか、障がい者福祉におけるノーマライゼーションの普及・啓発の上で、「害」の字がマイナスイメージを与えることから、条例中の「障害」の「害」の字を平仮名表記に改めるとともに、条例の整備に関し必要な改正を行うものであります。

次は、議案第５号美唄市水防協議会条例の一部改正の件であります。

本件は、「津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の制定により、「水防法」が改正されたことに伴い、条例中の引用条項について、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第６号美唄市指導主事の給与に関する条例制定の件であります。

本件は、教育委員会事務局に配置している指導主事の給与は、美唄市給与条例の規定を適用し、支給をしてきましたが、現給保障が困難な状況となってきたことから、「北海道学校職員の給与に関する条例」及び「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例」を適用させるため制定するものであります。

次は、議案第７号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件であります。

本件は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の制定により、「障害者自立支援法」が改正されたことに伴い、条例中の引用条項について必要な改正を行うほか、条例の整備に関

し必要な改正を行うものであります。

次は、議案第8号美唄市消防手数料徴収条例の一部改正の件であります。

本件は、「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令」の制定により、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」が改正されたことに伴い、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクを有する特定屋外タンク貯蔵所に係る審査手数料を新設するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第9号美唄市立学校設置条例の一部改正の件であります。

本件は、平成25年3月31日をもって美唄市立西美唄小学校を閉校し、美唄市立中央小学校と統合することに伴い、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第10号美唄市立公民館条例の一部改正の件であります。

本件は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により、「社会教育法」が改正されるとともに、「公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令」が公布されたことに伴い、従来法律で規定されていた公民館運営審議会の委嘱・任命基準については、法令を参酌し、条例で定めることとされたため、必要な改正を行うとともに、新常用漢字表に基づき、条例中の字句の表記について、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第11号美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件であります。

本件は、平成25年3月31日をもって美唄市立西美唄小学校を閉校し、美唄市立中央小学

校と統合することに伴い、西美唄小学校内に設置する西美唄小学校区放課後児童施設を廃止するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第12号美唄市体育センター条例の一部改正の件であります。

本件は、美唄市財政健全化計画に登載されている体育センターの用途廃止の時期を延長することに伴い、公共施設の効率的運営の観点から開館日数を短縮するとともに、使用料を引き上げるため、必要な改正を行うとともに、新常用漢字表に基づき、条例中の字句の表記について、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第15号美唄市医療費助成条例の一部改正の件であります。

本件は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の制定による「児童福祉法」の改正により、障害児施設の見直しが行われることに伴い、障害児通所支援が都道府県の措置から市町村の措置となるため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第16号美唄市税条例の一部改正の件であります。

本件は、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」及び「地方税法の一部を改正す

る法律」の制定により各税目の見直しを行うほか、国保財政基盤の強化と健全運営を図り、国民健康保険税の引き上げを行うため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第17号美唄市総合福祉センター条例制定の件であります。

本件は、平成4年に社会福祉法人美唄市社会福祉協議会の施設として開館した美唄市総合福祉センターについて、平成23年度末をもって市で債務負担行為の設定を行った総合福祉センター建設事業補助金の支払が終了となり、平成24年4月1日付けをもって市に無償譲渡されることから、施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため制定するとともに、附則において、「議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例」の一部改正を行うものであります。

次は、議案第18号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件であります。

本件は、平成25年3月31日をもって美唄市立西美唄保育園を閉園することに伴い、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第19号美唄市介護保険条例の一部改正の件であります。

本件は、介護保険第1号被保険者の保険料率について、平成21年度から平成23年度までの3年間の事業運営期間が終了することから、平成24年度から3年間の保険料率を新たに設定するため、必要な改正を行うとともに、附則において、保険料率を軽減する特例を設けるものであります。

次は、議案第20号美唄市営農改善センター条例廃止の件であります。

本件は、公共施設の効率的な運営及び財政

健全化の観点から、地域との協議を重ね、条例廃止について合意を得たことから、営農改善センターの用途を廃止することとし、条例を廃止するものであります。

次は、議案第21号美唄市開拓婦人ホーム条例廃止の件であります。

本件は、公共施設の効率的な運営及び財政健全化の観点から、地域との協議を重ね、条例廃止について合意を得たことから、開拓婦人ホームの用途を廃止することとし、条例を廃止するものであります。

次は、議案第22号美唄市営住宅管理条例の一部改正の件であります。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による公営住宅法の改正のほか、公営住宅関係法令が改正されたことに伴い、従来法律で規定されていた入居資格要件等については、法令を参酌し、条例で定めることとされたため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第13号、議案第14号及び議案第23号から議案第50号指定管理者の指定の件であります。

これらの案件は、地方自治法の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

初めに、議案第13号「アルテピアッツァ美唄」の指定管理者には、特定非営利活動法人アルテピアッツァびばいを、議案第14号「美唄市営温水プール」の指定管理者には、特定非営利活動法人美唄市体育協会を、議案第23号「美唄市南美唄地区共同浴場」の指定管理者には、美唄市南美唄連合町内会を、議案第

24号「美唄市し尿処理場」の指定管理者には、株式会社クリタスを、議案第25号「美唄斎苑」の指定管理者には、美唄斎苑管理運営共同企業体代表イー・ジェス・グループ有限責任事業組合を、議案第26号「美唄市峰延福祉会館」の指定管理者には、美唄市峰延福祉会館運営委員会を、議案第27号「美唄市茶志内福祉会館」の指定管理者には、茶志内3区連合会を、議案第28号「美唄市光珠内福祉会館」の指定管理者には、美唄市光珠内福祉会館運営委員会を、議案第29号「美唄市東福祉会館」の指定管理者には、美唄市東福祉会館運営委員会を、議案第30号「美唄市南福祉会館」の指定管理者には、美唄市南福祉会館運営委員会を、議案第31号「美唄市日東福祉会館」の指定管理者には、美唄市日東福祉会館運営委員会を、議案第32号「美唄市西美唄福祉会館」の指定管理者には、美唄市西美唄福祉会館運営委員会を、議案第33号「美唄市中村福祉会館」の指定管理者には、美唄市中村福祉会館運営委員会を、議案第34号「美唄市茶志内中央福祉会館」の指定管理者には、美唄市茶志内中央福祉会館運営委員会を、議案第35号「美唄市東明西福祉会館」の指定管理者には、美唄市東明西福祉会館運営委員会を、議案第36号「美唄市東4条福祉会館」の指定管理者には、美唄市東4条福祉会館運営委員会を、議案第37号「美唄市北福祉会館」の指定管理者には、美唄市北福祉会館運営委員会を、議案第38号「美唄市開発福祉会館」の指定管理者には、開発連合会を、議案第39号「美唄市癸巳福祉会館」の指定管理者には、美唄市癸巳福祉会館運営委員会を、議案第40号「美唄市総合福祉センター」の指定管理者には、社会福祉法

人美唄市社会福祉協議会を、議案第41号「美唄市立茶志内双葉保育園」の指定管理者には、美唄市立茶志内双葉保育園運営委員会を、議案第42号「美唄市立峰延保育所」の指定管理者には、美唄市立峰延保育所運営委員会を、議案第43号「美唄市立西美唄保育園」の指定管理者には、美唄市立西美唄保育園運営委員会を、議案第44号「美唄市立進徳保育園」の指定管理者には、美唄市立進徳保育園運営委員会を、議案第45号「美唄市東地区生活支援センター」の指定管理者には、社会福祉法人湊仁会を、議案第46号「美唄市米穀乾燥調製処理施設」の指定管理者には、美唄市農業協同組合を、議案第47号「美唄市小麦集出荷調製施設」の指定管理者には、峰延農業協同組合を、議案第48号「ピパオイの里プラザ」の指定管理者には、美唄商工会議所を、議案第49号「美唄市交流拠点施設」の指定管理者には、株式会社ベル・カントを、最後に、議案第50号「和田公園」の指定管理者には、社団法人 美唄市シルバー人材センターを、それぞれ指定しようとするものであります。

なお、指定の期間につきましては、「美唄市立西美唄保育園」は、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで、その他の施設につきましては、いずれも平成24年4月1日から平成27年3月31日までであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 ただいま提案理由の説明がありました議案第1号ないし議案第50号の以上50件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上審査することにしたしたいと思います。

これより、議案第1号ないし議案第50号の

以上 50 件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第 1 号ないし議案第 14 号の以上 14 件は総務・文教委員会に、議案第 15 号ないし議案第 50 号の以上 36 件は産業・厚生委員会にそれぞれ付託をいたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 63、議案第 51 号平成 23 年度美唄市一般会計補正予算(第 7 号)ないし日程の第 75、議案第 63 号平成 24 年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上 13 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●美唄市長高橋幹夫君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 51 号平成 23 年度美唄市一般会計補正予算(第 7 号)であります。

本件は、第 1 条、歳入歳出予算、第 2 条、繰越明許費、第 3 条、債務負担行為、第 4 条、地方債について補正しようとするものであります。

第 1 条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2 億 8,543 万 3,000 円を増額補正し、補正後の予算総額を 172 億 2,304 万 9,000 円にしようとするものであります。

補正内容について、歳出から申し上げますと、民生費には、施設利用者数及び支援費用単価等の増加により給付費が増大したことによる扶助費の増額及び平成 22 年度国庫負担

金の返還を行う「施設利用支援事業」を、また、本年度の豪雪により、除雪経費等の増額を行う必要が生じるため「間口除雪事業」をそれぞれ増額計上いたしました。

衛生費には、可燃ごみを広域で処理するために、岩見沢市が行う施設整備に対する経費の一部を負担する「ごみ広域処理焼却施設整備事業」を計上いたしました。

農林費には、道営土地改良事業の実施に伴う農家負担軽減対策として行う「食料供給基盤強化特別対策事業」を計上し、また、同様に道営土地改良事業の実施に伴う基幹排水路等の整備を行う「ほ場整備事業」を増額計上いたしました。

土木費には、本年度の豪雪により除雪経費等の増額を行う必要が生じるため「除排雪事業」を、中心市街地の除雪経費等の増額を行う「中心市街地除排雪事業」をそれぞれ増額計上いたしました。

教育費には、燃料費が高騰していること及び例年より低温であること等により、燃料費に不足が生じるため「小学校管理運営事業」を、また、老朽化した蒸気ボイラー設備に代えて FF 式ストーブを設置したが、施設が老朽化していること等のため、当初見込んでいた積算より稼働率が高くなり、燃料費に不足が生じるため指定管理費の増額を行う「公民館・市民会館管理運営事業」をそれぞれ増額計上いたしました。

諸支出金には、国民健康保険会計に対する法定内繰出しの見直しを行い「国民健康保険会計支出金」を、また、介護報酬改定等に伴うシステム改修に要する経費の一部を負担するため「介護保険会計支出金」をそれぞれ増

額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する、地方交付税、国庫支出金、道支出金、諸収入、市債をそれぞれ増額補正し、財源対応をいたしました。

第2条、繰越明許費につきましては、当初予算に計上しております「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」及び今回、補正予算として計上しております「食料供給基盤強化特別対策事業」、「ほ場整備事業」について、年度内での事業終了が見込まれないことから繰越明許費を設定するものであります。

第3条、債務負担行為の補正につきましては、当市議会定例会において提案しております各施設指定管理者の指定及び平成22年度に設定していた「公民館・市民会館指定管理業務」の増額補正に伴い、債務負担行為を追加するものであります。

第4条、地方債の補正につきましては、「食料供給基盤強化特別対策事業」及び「ほ場整備事業」の実施に伴い、農業基盤整備債の限度額を変更しようとするものであります。

次は、議案第52号平成23年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,617万2,000円を増額補正し、補正後の予算総額を39億1,282万5,000円にしようとするものであります。

補正内容について、歳出から申し上げますと、諸支出金に過年度精算に伴う返還金所要額として5,617万2,000円を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、繰入金に4,589

万5,000円、繰越金に1,027万7,000円を増額補正しました。

次は、議案第53号平成23年度美唄市介護保険会計補正予算（第2号）であります。

本件は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ660万3,000円を増額補正し、補正後の予算総額を25億0,827万2,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、総務費に平成24年度介護報酬改定等に伴い、介護保険システムの改修を行う「介護保険システム改修事業」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、繰入金をそれぞれ増額補正し、財源対応をいたしました。

次に、平成24年度各会計予算について申し上げます。

平成24年度の予算編成につきましては、美唄市財政健全化計画を着実に推進するため、引き続き、抑制基調の予算としながらも、びばい未来交響プラン、第6期美唄市総合計画の都市像に掲げている「食・農・アートが響き合う 緑のまち 美唄」の実現を目指すため、美唄市過疎地域自立促進特別事業基金繰入金などの有利な財源を活用し、所要の事業について予算計上したところです。

この結果、全会計の予算の総額は、288億7,761万円となりました。

以下、会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第54号平成24年度美唄市一般会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を162億2,397万7,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

以下、歳出の主なものについて申し上げますと、議会費には、議会の運営に要する一般管理事務費などを、総務費には、移住・定住促進事業費、美唄市バス路線維持費補助事業費、美唄サテライト・キャンパス事業費などを、民生費には、地域子育て拠点支援事業費や緊急通報システム整備事業費などを、衛生費には、ごみ広域処理焼却施設整備事業費や生ごみ堆肥化調査検討事業費などを、労働費には、商工業活性化促進事業費や地元農産品活用推進事業費などをはじめとする緊急雇用対策事業を、農林費には、農地・水保全管理支払交付事業費や国営換地計画受託事業費などを、商工費には、企業立地等振興対策補助事業費やパークゴルフ場整備事業費などを、土木費には、都市計画街路整備事業費や道路新設改良事業費、公営住宅改善事業費、公園施設等再整備事業費などを、消防費には、消防通信指令施設整備事業費や消防水利整備事業費などを、教育費には、小・中学校大規模改修事業費や学力向上プロジェクト推進事業費、ブックスタート事業費などを、公債費には、市債の元金償還金などを、職員費には、一般会計職員の給料等に要する経費などを、諸支出金には、特別会計に対する繰出金などを、それぞれ計上いたしました。

一方、歳入の主なものといましては、市税、地方交付税、国庫支出金、市債などを計上いたしました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第55号平成24年度美唄市民バス会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を4,575万4,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、市民バス運行費に、4,475万4,000円を計上いたしました。

一方、歳入の主なものといましては、使用料及び手数料に、1,485万9,000円を計上いたしました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第56号平成24年度美唄市国民健康保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を38億9,144万6,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、27億4,709万6,000円を計上いたしました。

一方、歳入の主なものといましては、国庫支出金に、9億6,600万1,000円を計上いたしました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第57号平成24年度美唄市下水道会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、20億9,561万7,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、下水道費に、4億9,181万7,000円を計上いたしました。

一方、歳入の主なものといたしましては、市債に、7億7,470万円を計上いたしました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第58号平成24年度美唄市介護保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、25億7,997万3,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に、23億9,990万5,000円を計上いたしました。

一方、歳入の主なものといたしましては、支払基金交付金に、7億0,638万3,000円を計上いたしました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第59号平成24年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、2億1,907万9,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額

は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費に、1億7,171万3,000円を計上いたしました。

一方、歳入の主なものといたしましては、サービス収入に、2億1,809万円を計上いたしました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第60号平成24年度美唄市後期高齢者医療会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、7億5,104万2,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、北海道後期高齢者医療広域連合納付金に、7億4,308万2,000円を計上いたしました。

一方、歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料に、2億6,555万8,000円を計上いたしました。

次は、議案第61号平成24年度市立美唄病院事業会計予算であります。

第2条は、病床数、年間患者数及び一日平均患者数の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第8条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第62号平成24年度美唄市水道事業会計予算であります。

第2条は、給水戸数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第63号平成24年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。

第2条は、給水事業所数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第8条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、起債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ定めようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第51号ないし議案第63号の以上13件については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上審査することにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより議案第51号ないし議案第63号の以上13年について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第51号ないし議案第63号の以上13件については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

倉本賢議員、長谷川吉春議員、
谷村知重議員、丸山文靖議員、
本郷幸治議員、森川明議員、吉岡文子議員、
桜井龍雄議員、金子義彦議員、
高田正則議員、五十嵐聡議員、
小関勝教議員、土井敏興議員の以上13人の議員を指名いたします。

●議長内馬場克康君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時38分 散会

